

道路運送車両法

1. 案内情報

- 手続き名 : 車台番号又は原動機の型式の打刻の届出
手続き根拠 : ・道路運送車両法第29条第2項
 ・道路運送車両法施行規則第27条
手続き対象者 : 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻をしようとする者
提出時期 : 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻をしようとする前
提出方法 : 届出書様式に必要事項を記載のうえ国土交通省自動車交通局審査課へ提出してください。
手数料 : なし
添付書類 : なし
届出書様式 : 道路運送車両法施行規則第27条(第6号様式)
記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- 提出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
 TEL 03 - 5253 - 8111 (内線 42 - 313)
 FAX 03 - 5253 - 1640
受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- 審査基準 : 提出先へお問い合わせください。
標準処理期間 : 届出時